

平成 28 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予 算)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 89 号議案	平成28年度神奈川県一般会計補正予算（第 2 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 債務負担行為追加	4
	第 3 表 地方債変更	5

平成 28 年度神奈川県一般会計補正予算（第 2 号）

平成28年度神奈川県一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,819 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 兆 140 億 8,434 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 28 年 9 月 8 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 繰 入 金		99,014,219 ^{千円}	47,096 ^{千円}	99,061,315 ^{千円}
	2 基金繰入金	97,862,896	47,096	97,909,992
12 繰 越 金		10,083	60,694	70,777
	1 繰 越 金	10,083	60,694	70,777
13 諸 収 入		26,795,141	25,401	26,820,542
	7 負担交付収入	6,420,488	25,401	6,445,889
14 県 債		196,600,000	45,000	196,645,000
	1 県 債	196,600,000	45,000	196,645,000
歳 入 合 計		2,013,906,156	178,191	2,014,084,347

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 衛 生 費		51,411,059 ^{千円}	29,444 ^{千円}	51,440,503 ^{千円}
	4 医 薬 費	11,771,973	29,444	11,801,417
8 農 林 水 産 業 費		14,648,206	28,152	14,676,358
	1 農 業 費	1,323,206	23,500	1,346,706
	4 林 業 費	8,152,814	4,652	8,157,466
9 商 工 費		15,397,443	13,000	15,410,443
	1 商 工 総 務 費	3,618,124	13,000	3,631,124
10 土 木 費		111,495,702	61,050	111,556,752
	5 港 湾 費	621,954	61,050	683,004
12 教 育 費		603,836,180	46,545	603,882,725
	4 高 等 学 校 費	129,307,008	26,598	129,333,606
	9 大 学 費	1,893,690	19,947	1,913,637
歳 出 合 計		2,013,906,156	178,191	2,014,084,347

第2表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
職員研修業務委託事業費	平成28年度から 平成31年度まで	千円 201,420
横浜国際高校整備工事設計費	平成28年度から 平成29年度まで	60,545

第 3 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 25,112,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成28年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 25,157,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成28年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	196,600,000				196,645,000			